

玉村町から転出される方へ

転入の手続きは、**新しい住所に住み始めた日から14日以内**に、新住所の市区町村役場で行なってください。**(正当な理由がなく転入の手続きをしない場合、裁判所から過料が請求されることがあります。)**もしご都合により転出を取りやめたときには、必ず転出証明書と運転免許証などの身分証明書を持参の上、玉村町で転出を取り消す手続きをしてください。

新住所の市区町村役場での手続きには
 ①転出証明書 ②マイナンバーカード
 ③運転免許証などの身分証明書
 ④印鑑
 ⑤国民年金手帳 などがが必要です。

階	担当課	下記の要件に該当している方は手続きしてください	新住所地での手続き
1階	住民課戸籍住民係 ①窓口	●印鑑登録者は、印鑑登録証(赤い手帳)をお返しくください。 ●お住まいの地区の区長に、転出する旨をお電話でご連絡ください。	新住所地で印鑑登録をしないおしてください。 詳しくは新住所地にお問い合わせください。
	住民課 国保健康保険係 高齢者医療年金係 ②窓口	●国民健康保険加入者は、保険証は使用せずにお返しくください。 ●福祉医療受給者は、受給者証は使用せずにお返しくください。 ●後期高齢者医療被保険者は、負担区分等証明書をお受け取りください。	国民年金手帳を持参し、住所変更の手続きをしてください。
	健康福祉課 ③窓口	●介護保険証が交付されている方は、保険証をお返しくください。 ●介護保険の要介護認定を受けている方は、手続きをしてください。 ●身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方、各種見舞金を受給している方、障害福祉サービスを利用している方は、手続きをしてください。	改めて手続きをしてください。
		●児童手当受給者は、「消滅届」(世帯全員で転出、受給者だけが転出)または「別居監護の申立書」(子どもが転出)の手続きをしてください。 ●特別児童扶養手当受給者は、住所変更の手続きをしてください。	新たに「認定請求書」を提出してください。 詳しくは新住所地にお問い合わせください。
	税務課④⑤窓口	●各種税金の納付状況を確認してください。裏面をご覧ください。	
2階	都市建設課①窓口	●町営住宅にお住まいだった方は、手続きをしてください。	
3階	学校教育課 ①窓口	●公立小・中学校の児童・生徒は、今までの学校から在学証明書と教科用図書給与証明書をお取りください。	左記証明書を持参し、手続きをしてください。
		●玉村幼稚園、南幼稚園に通っている場合は、直接幼稚園にご連絡ください。	
	子ども育成課 ②窓口	●児童扶養手当受給者は、児童扶養手当の転出手続きをしてください。 ●保育所(園)、認定こども園に通っている場合は、町内外の施設にかかわらず手続きが必要です。	児童扶養手当の転入手続きをしてください。
	上下水道課水道庁舎	●停水・精算の手続きを行ってください。(直通電話 0270-65-6691)	

国外へ転出された方が、帰国して転入の手続きをする時には、**パスポート**が必要になります。

(帰国後、玉村町または本籍地以外に転入する時は、**戸籍謄本と戸籍の附票**が必要です。)